

別表第1（要領第5条関係）

入札公告

令和8年度メール便運送業務委託について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、公益社団法人和歌山県観光連盟役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事後審査）実施要領（平成21年制定。以下「要領」という。）第5条の規定に基づき公告する。

令和8年2月18日

公益社団法人和歌山県観光連盟会長 赤坂 武彦

1 条件付き一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和8年度

(2) 調達業務の名称

令和8年度メール便運送業務委託

(3) 業務内容

公益社団法人和歌山県観光連盟が送付するメール便を指定された配達先に届ける業務を実施する。

仕様書のとおり

(4) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 公益社団法人和歌山県観光連盟（以下「県観光連盟」という。）役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成21年制定。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は同要綱附則第2項の規定により入札参加資格を有するとみなされた者であること。

また、その競争入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「2 運送・保管」、小分類が「2 貨物運送」であること。

(3) 和歌山県内に本店を有する者又は県内に支店等を有している者であること。

(4) 県観光連盟役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成21年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する排除措置（平成20年制定）を受けている者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 貨物自動車運送事業に関する一般貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業に係る資格を有すること。

(8) 入札公告日から過去5年間において、国等又は都道府県、政令指定都市、和歌山県内市町村並びに民間との間に貨物運送業務と同種の契約実績を有する者であること。

### 3 契約条項を示す場所及び期間

#### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
公益社団法人和歌山県観光連盟

#### (2) 期間

令和8年2月18日(水)から令和8年3月13日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時00分から午後5時00分まで

### 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所 3の(1)のとおり

(2) 期間 3の(2)のとおり

#### (3) 質問の期間

仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和8年2月18日(水)から令和8年3月9日(月)午後5時までの間において、県観光連盟に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うこと。

### 5 入札参加の申出の受付及び入札参加資格の審査に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加した者(落札候補者になった者に限る。)は、要領第7条から第9条までの規定に基づき、入札の事後において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続等(別途の認定審査会の手続等を含む。)については、入札説明書のとおり。

#### (1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所 3の(1)のとおり

イ 期間

令和8年3月17日(火)の入札の日以降、原則として、落札候補者となった日の翌日から起算して2日(県の休日を除く。)以内の日の午前9時00分から午後5時00分まで

#### (2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

4の(3)のとおり(仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。)

### 6 入札の場所及び日時

#### (1) 入札の場所及び日時

ア 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
県庁東別館5階 5-A会議室

イ 日時

令和8年3月17日(火)午前10時00分から

#### (2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1) のアに同じ

イ 日時

(1) のイに同じ

## 7 入札の方法に関する事項

- (1) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、10の(5)による再度の入札にあっては、この限りではないこと。
- (4) 入札の際には、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書を提示し、又はその写しを提出すること。
- (5) 郵送により入札する場合には、封筒(封皮に入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示したもの)に密封した入札書及び競争入札参加資格決定通知書の写しを、書留郵便で令和8年3月16日(月)午後5時00分までに、県観光連盟へ必着させること。
- (6) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおり

## 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

## 9 入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。また、本県から入札参加資格要件不適合認定の通知を受けた者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

## 10 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。  
天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。  
入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない県観光連盟の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (4) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代

わって当該入札事務に関係のない県観光連盟の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

(7) 落札候補者は、5の入札参加資格の審査により入札参加資格要件の適格認定を受けたときに落札者となる。

(8) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

#### 11 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところを準用する。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 その他

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### (1) 名称

公益社団法人和歌山県観光連盟

##### (2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-422-4631

ファクシミリ番号 073-432-8313